

令和6年度 第1回国民健康保険運営協議会資料

【マイナンバーカードと健康保険証の一体化関係】

1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

—— 1

令和6年度 第1回国民健康保険運営協議会資料

【マイナンバーカードと健康保険証一体化関連資料】

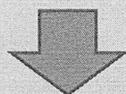
マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバー法の一部改正に伴い、令和6年12月2日をもって現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行

- 
- マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本
 - オンライン資格確認を受けることができない状況にある方は、資格確認書により被保険者資格を確認
 - 令和6年12月1日時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、最長1年間(令和7年12月1日まで。ただし、有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合にはその有効期限まで)使用可能

◆保険証の種類の変更

《現 行》 被保険者証 ・ 短期被保険者証



令和6年12月2日

《マイナ保険証一本化後》マイナンバーカード ・ 資格確認書

◆資格確認書の発行対象者として想定される場合

- ・マイナンバーカードを取得していない者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、電子証明書の有効期限切れの者、マイナンバーカードの返納者
- ・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者・申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書を更新する場合

◎今後のスケジュール

令和6年12月2日 マイナ保険証未登録等で被保険者証を所持していない方への資格確認書の発行開始(新規資格取得者、被保険者証紛失者等を含む。)

令和7年9月末まで マイナ保険証未登録等で被保険者証の有効期限を迎える方に対して資格確認書の発行開始